

市・県民税の申告受付会場は **情報工房** です!

市の申告受付は2月16日(水)から3月15日(火)まで、昨年の市民会館から変更になり、情報工房2階多目的研修室で行います。なお、市役所には会場を開設しませんので、ご注意ください。また、次の日程で出張申告受付も行います。

詳しくは、課税課市民税グループ(☎47-8179)へ。

◎市・県民税の出張申告受付

と き ※9:00~16:00	ところ
2/2(水)・3(木)	上石津地域事務所2階 2-1会議室
2/4(金)	南部子育て支援センター 多目的ホール
2/7(月)・8(火)	西部研修センター1階 多目的ホール
2/10(木)	墨俣地域事務所1階 大会議室
3/3(木)・4(金)	中川地区センター1階 多目的ホール
3/10(木)・11(金)	青墓地区センター 多目的ホール

◎申告の準備はお早めに

営業・農業・不動産・山林所得のある業務を行うすべての人は、その収支を記帳し、帳簿などを保存することが義務付けられています。

日々の記帳をされていない人は、1月から12月までの伝票や領収書などをもとに、「収入金額」と「必要経費」に分けて帳簿を作成してください。

なお、収支の計算が分かりやすい「収支計算準備表」は、市HPからダウンロードできますのでご利用ください。



水道管も冬支度!!

寒さ増す、この季節...

冬になると屋外の蛇口や水道管が凍結したり、破裂したりしやすくなります。

次の点に注意し、水道管の凍結や破裂を防ぎましょう。詳しくは、水道課(☎47-8692)へ。

凍結を防ぐには・・・

屋外のむき出しになっている水道管や蛇口に、保温材や布きれなどを巻きつけ、その上からビニールテープなどを下から上に巻き、冷たい空気が直接あたらないようにしてください。

凍って水が出ないときは・・・

凍った部分をタオルなどで包み、その上からゆっくりとぬるま湯をかけてください。熱湯を直接かけると破裂することがあるので注意してください。

破裂したときは・・・

止水栓を閉め、破裂した部分に布やテープを巻いて応急処置をしてください。その後、市指定給水装置工事事業者に修理を依頼してください。また、空家では水道管の破裂に気付かず水漏れの被害が拡大するおそれがあります。水道を使用していない家屋は、事前に止水栓を閉めておくようにしてください。

※止水栓はメーターボックス内もしくはその周辺にあります

まごころ

次の皆さんからご寄付(令和3年7~10月分)をいただきました。ありがとうございました=敬称略=。

- [市民病院へ]
 - ▷ちゃんぽん家大光楼 5万円
- [新型コロナウイルス感染症対策のため]
 - ▷東友会 26,094円
 - ▷山口拳矢 30万円
 - ▷(株)アレックカワ

- イ 60万円
- [新型コロナウイルス感染症の影響で生活困窮となった人へ]
 - ▷柔道整復師 大屋清 1,000万円
- [健康増進事業向上のため]
 - ▷明治安田生命保険相互会社 73万8,000円
- [小中学校の全児童生徒へ]
 - ▷東洋産業(株)、三野工業(株) 不織布マスク1万3,000箱(65万枚)
- [小中学校32校へ]
 - ▷新型コロナ対策市民活動の会 実行委員会 消毒液(4リットル)

償却資産の申告は1月31日までに

償却資産(構築物・機械・器具備品など)は固定資産税の課税対象となります。令和4年1月1日現在、市内に償却資産を所有する会社・工場・商店などを経営している事業主や、アパート・駐車場などを貸し付けている人は、1月31日までに申告をしてください。

- ◆申告方法/申告書・明細書に必要事項を記入し、郵送またはeLTAXエルタックス(地方税ポータルシステム)で、課税課償却資産グループ(〒503-8601 丸の内2-29)へ
- ◆問合せ/課税課償却資産グループ(☎47-8158)へ



市HP

中小企業の設備投資を応援します! 先端設備の導入に係る固定資産税の特例措置を実施

市は、中小企業の設備投資の支援措置として、償却資産などに係る固定資産税を軽減する特例措置を実施しています。

設備投資を予定している中小企業や事業者などで、当制度の利用を希望される場合は、産業振興室(☎47-8609)または、課税課(☎47-8158)までお問い合わせください。

- ◎特例措置/対象となる設備・事業用家屋に係る固定資産税を3年間ゼロとする ※都市計画税は除く
- ◎対象事業者/中小企業者など(資本金額1億円以下の法人、従業員1,000人以下の個人事業主など)で、先端設備等導入計画を策定し、市の認定(労働生産性年平均3%以上向上、市計画に合致)を受けた者 ※大企業の子会社を除く
- ◎対象設備/商品の生産もしくは販売または役務の提供の用に供する設備であって、生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する下表の設備 ※中古資産は除く

設備の種類	価格	販売開始時期
機械装置	160万円以上	10年以内
測定工具および検査工具	30万円以上	5年以内
器具備品	30万円以上	6年以内
建物附属設備	60万円以上	14年以内
構築物	120万円以上	14年以内
事業用家屋	120万円以上(取得価額が300万円以上の先端設備などを稼働させるためのもの)	

◎適用期限/令和5年3月31日まで

審議会などの傍聴ができます

社会教育委員の会	担当: 社会教育スポーツ課(☎47-8039)
12/21(火) 10:00~11:30	市役所8階 大会議室
・青少年育成に関する実践発表 ほか	

- ルボトル) 32本、スプレーボトルセット32台など
- [静里小学校へ]
 - ▷西信会 書画カメラ2台、スピーカー内蔵マイク2本
- [綾里小学校へ]
 - ▷西信会 液晶テレビ1台、ディスプレイスタンド1台
- [中川小学校、赤坂中学校へ]
 - ▷全建総連岐阜建設労働組合県青年部協議会 収納棚12台
- [幼保園・幼稚園15園へ]
 - ▷(公財)日本教育公務員弘済会 岐阜支部 絵本185冊

- [青墓幼保園へ]
 - ▷吉田光利 さつまいも約200kg
- [社会福祉事業充実のため]
 - ▷匿名 10万円
- [災害に強いまちづくりのため]
 - ▷(株)ダイシン 発電機26台
- [環境保全に関する事業のため]
 - ▷西美濃農業協同組合 67,496円
- [矢橋六郎大理石モザイク作品集印刷費として]
 - ▷矢橋大理石(株) 200万円
- [高齢者福祉のため]
 - ▷野原昌代 手作りマスク500枚